

Title	積立型保険をめぐる損害保険の変容に関する考察(庭田範秋教授退任記念号)
Sub Title	On the Changes of the Non-Life Insurance Business with Savings-Type Insurance(In Honour of Professor Noriaki Niwata)
Author	岡村, 国和(Okamura, Kunikazu)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.36, No.1 (1993. 4) ,p.165- 184
JaLC DOI	
Abstract	本稿の目的は積立型保険によって伝統的な損害保険が変化してきたことを再確認し,かかる変化を損害保険の理論的側面,及び損害保険業の経営的側面から再検討することにある。まず積立型保険の史的展開は損害保険の普及,なかんずく中小保険業者の市場の狭隘化の打開を目指すものであった。その背景にはカルテル体制下での共済等のアウトサイダーの影響が強い。だが,やがては大手の参入により新局面を迎える。積立型保険は保険理論上,伝統的掛捨て型の保険とは異なる要素があり,従来理論との整合性から過去においても様々な問題を生じさせてきた。とくに保険期間の長期性と保険保護に加えて貯蓄性があることから,損害保険の本質的構成要素から乖離・逸脱するものも多い。さらにその貯蓄的性格が損害保険経営を投資依存型経営あるいは金融収益型経営へと誘導する。積立型保険の金融機能は,その金融収益の肥大化によって損害保険の本質的要素を稀薄化させる。しかし,保険業における業務的機能と利潤源泉との相互関係を整理し,金融収益が損害保険業においていかなる位置関係にあるのかを踏まえておかなければならない。この点につき損害保険における保障と金融との関係を,積立型保険の視点から考察する。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930425-04083942">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930425-04083942</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 積立型保険をめぐる損害保険の変容に関する考察

岡村 国和

### <要 約>

本稿の目的は積立型保険によって伝統的な損害保険が変化してきたことを再確認し、かかる変化を損害保険の理論的側面、及び損害保険業の経営的側面から再検討することにある。

まず積立型保険の史的展開は損害保険の普及、なかんずく中小保険業者の市場の狭隘化の打開を目指すものであった。その背景にはカルテル体制下での共済等のアウトサイダーの影響が強い。だが、やがては大手の参入により新局面を迎える。

積立型保険は保険理論上、伝統的掛捨て型の保険とは異なる要素があり、従来理論との整合性から過去においても様々な問題を生じさせてきた。とくに保険期間の長期性と保険保護に加えて貯蓄性があることから、損害保険の本質的構成要素から乖離・逸脱するものも多い。さらにその貯蓄的性格が損害保険経営を投資依存型経営あるいは金融収益型経営へと誘導する。

積立型保険の金融機能は、その金融収益の肥大化によって損害保険の本質的要素を稀薄化させる。しかし、保険業における業務的機能と利潤源泉との相互関係を整理し、金融収益が損害保険業においていかなる位置関係にあるのかを踏まえておかなければならない。この点につき損害保険における保障と金融との関係を、積立型保険の視点から考察する。

### <キーワード>

損害保険、損害填補、満期返戻金、純保険料、付加保険料、予定利率、積立型火災保険、積立型傷害保険、被保険利益、保険資金、責任準備金。

## I 積立型保険の性格

### I. 1 積立型保険の特徴

カルテル料率を前提とした競争抑止的な市場構造になっているわが国の損害保険市場において、損害保険企業は、商品の差別化政策を用いていわゆる部分市場を形成し、自律的料率政策を展開しながら料率をも差別化して利潤の極大化を図ろうとする。個別企業が独自に形成する部分市場

では企業分野に比して価格弾力性の硬直的な家計部門に対して付加保険料部分の傾斜配分がなされやすくなる。<sup>1)</sup>このため、家計部門における保障需要は、共済などの代替市場やその他の保障需要を代替する制度などが有効に機能している場合には、そこに流出していくことになるのである。<sup>2)</sup>家計分野を主力とする損害保険業にとって、需要層の市場からの流出は保険技術上のみならず経営上も大きな問題となる。

こうした状況の中で、家計分野を対象として開発された積立型長期保険の主要目的は、保険更新の手続きと費用を節約して保険料の低廉化を果たすために保険を長期化し、併せて保険料の掛捨てを忌避する需要層の需要を喚起することにあつた。またこれによって保険をいっそう普及させ、保険経営上安定した契約を確保することもできると期待された。<sup>3)</sup>かかる保険保護の需要喚起に導入されたのが補償に一定の貯蓄要素を付加することであつた。

積立型保険の特徴は、長期性に加え危険保険料とは別建ての積立保険料の資金運用による成果を満期返戻金として返還し、さらに予定利率を上回る部分を利差配当として配当するところにある。掛捨て型の伝統的商品にはみられない満期返戻金と契約者配当は、掛捨て忌避層の潜在的需要を喚起するのみならず、カルテル料率を前提とするわが国損害保険市場に事後的・間接的ではあるが配当による競争料率の効果を創出するという側面も併せ持っている。もちろん初期の積立型保険が相互会社形態の損害保険によって導入されたことには全く根拠がないわけではない。なぜなら、相互会社という観点に照らせば剰余金の成果配分を契約者配当として行うことに理論的困難がないからである。株式会社が市場の大部分を席卷し、これまで契約者配当という慣習を持たなかった損害保険業にカルテル体制を前提としつつも料率競争的要素を持ち込んだことには一定の評価が与えられよ

表 1. 1 積立型保険の変遷 (括弧内: 販売開始年 西暦)

	保険種類	保険期間	発売開始からのサイクル	満期返戻金の設定
火災	火災相互	5,10,15,20	(63) 68 73 78 83 88 93	払込保険料・100%
	建物更新	3,5,10,15,20	(63) 68 73 78 83 88 93	新価
傷害	長期総合	3,5,10	(68) 73 78 83 88 93	10%
	積立ファ	3-10(1年刻)	(74) 79 84 89	20-200万, 5, 10%
	積立特約	3-10(1年刻)	(86)	70%以内で自由

1) いわゆる複数生産の下での「交差補助金 (cross subsidy)」によって修正されたラムゼー価格に相当する。西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、1991年11月、141頁。

2) いわゆるアウトサイダーの存在だけでなく、家計の貯蓄目的において明確な将来的消費目的と万一の場合に備える目的とが混在し後者の比重が大きい場合、経済的保障のための(銀行)貯蓄と消費目的を持つ貯蓄的要素を備えた経済的保障(積立型保険)の混在・融合もしくは逆転現象が発生する可能性は大いにあるといえよう。

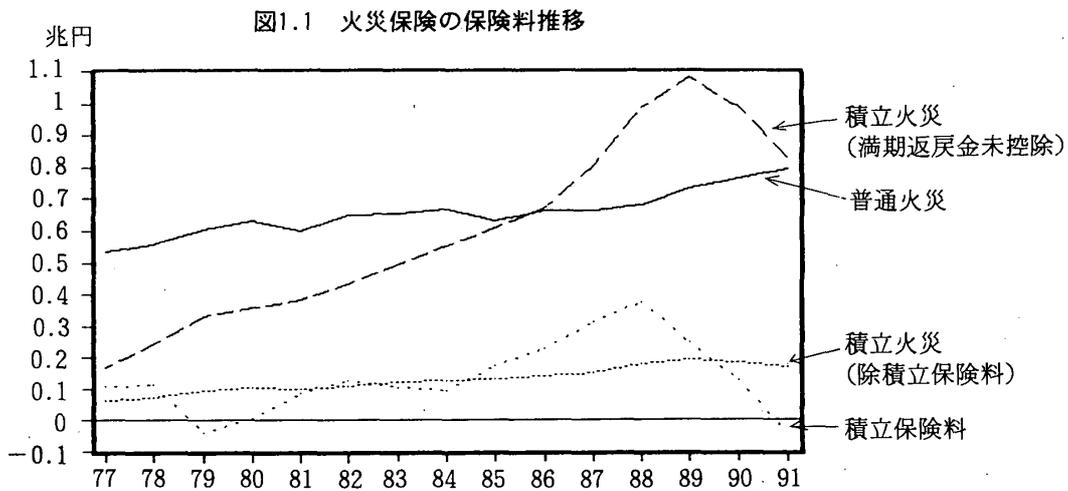
3) 「元来、損害保険は企業保険として生まれ、その保険料負担の転嫁可能性によりして、近代合理性を追求する専門家たる企業には『掛捨てを忌避』は無縁である」。北本駒次「金融性保険商品の実相」関西学院大学商学研究会『商学論究』第33巻2号、昭和60年12月、6頁。

4)  
う。

ところで、積立型保険の史的展開の特徴は、その積立保険料の運用と満期による返還との関係で、資金の大量流出を防止する必要から新商品の開発がいわば自転車操業的になされた点にある。1963年の保険審議会答申において損害保険業の体質改善の方向として保険料相当額の無事故戻しが組上に上ったことを受け、まず火災相互保険、建物更新保険が販売された。表1.1はその代表的なものについての満期ごとのおよそのサイクルを示している。初期の積立型火災保険は新価保険を想定したもので、時価との差額を補充する実損填補機能から大きく逸脱してはおらず、また満期返戻金は払込保険料の無事故戻しあるいは相互組織における前払保険料の返還としても解釈できないわけではなかった。<sup>5)</sup>これに続く長期総合保険は株式会社によるもので、性格も前者とは異なり、大手が参入して全面的競争が展開され、火災分野の代表的地位になっている。

他方、傷害保険の分野では1969年に傷害相互保険が、1974年に積立ファミリー交通傷害保険（積立ファ）が登場した後、1979年に積立ファが全社で販売されるに及んで本格的な積立型保険の販売・開発競争が展開されることになった。<sup>6)</sup>

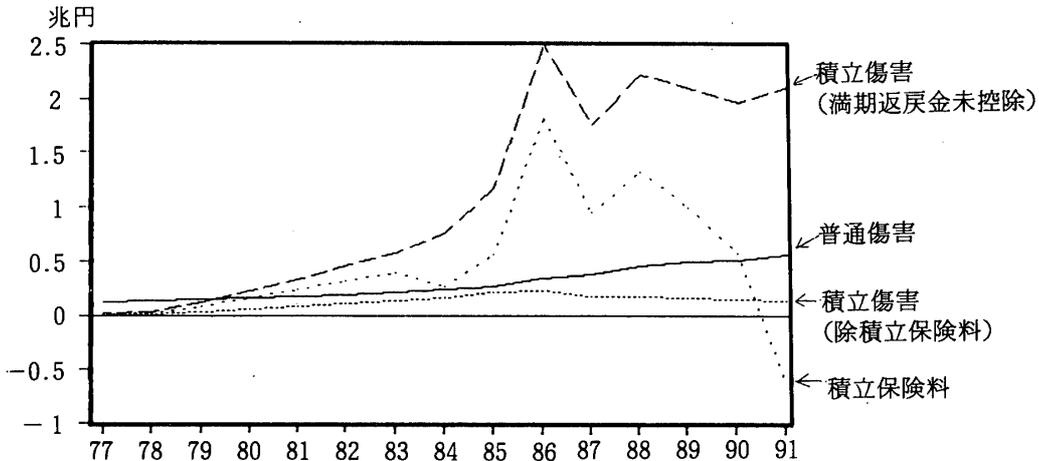
特筆すべきは、積立型保険を損害保険業の戦略的商品として完全に定着させた積立基本特約（86



(出所) 『インシュアランス損害保険特別統計号』 保険研究所, 『日本の損害保険ファクトブック』 日本損害保険協会各年度版より作成。

- 4) 配当それ自身は生保・損保の性格によるものではなく、むしろ相互会社と株式会社の機能的差異によるものである。したがって、損保でも相互会社の非積立型保険では契約者配当は存在するのである。また配当は料率の事後補正を通じて間接的にカルテル下での競争料率を実現する。しかし、積立型保険の配当は利差のみであり料率補正の枠からは大きく踏み出していないと思われる。料率補正としての配当の効果と限界に関しては、拙稿「保険の競争に関する経済的分析」『保険学雑誌』第510号、昭和60年9月、23-38頁を参照されたい。
- 5) 前川寛「金融の自由化と損害保険事業」『保険学雑誌』第514号、昭和61年9月、7頁、岩崎稜「金融自由化と保険商品」『保険学雑誌』第520号、昭和63年3月、3頁。
- 6) 現在では火災保険分野12種、傷害保険分野24種もの数の保険が生まれている。

図1.2 傷害保険の保険料推移



(出所) 図1.1に同じ。

年創設)である。満期返戻金の設定が保険金額の70%を限度に自由に設定できる柔軟性を持つこの特約を組み込んだ積立普通傷害保険をベースとし、これと従来の損害保険種目(28種)とを接合することによって補償と貯蓄を独立させた上で、人保険を接合しうるほぼ全ての保険種目を積立化することを可能にしたのである。<sup>7)</sup> 7) ここにおいて積立型保険は火災分野から傷害分野へと移行する。かかる積立化が損害保険によってなされたことは保険理論からみて重視されなければならない。

次に特徴的な点は、積立型保険の商品サイクルである。満期を節目とするこのサイクルは、火災分野では図1.1に見られるように、積立型火災保険のうち貯蓄部分である積立保険料を除いた補償部分の保険料は、緩やかながらも78, 83, (86), 88年前後に節目をもって変化している。傷害分野では図1.2に見られるように、同様の保険料は83, 86, 88年前後に節目がある。とくに後者は86年前後の変動が著しい。86年の変化は明らかに積立基本特約に起因するものである。

## 1.2 積立型保険と保険の普及

1963年の保険審議会答申以来、一貫して主張されてきた保険の普及は、確かに収入保険料の伸びにみられるように一応の成功を修めているように思われる。しかし、この保険の普及は契約者に対するよりもむしろ保険経営側にはるかに重要な意味をもっている。このことは図でも一目瞭然である。収入保険料の急成長という量的拡大である。積立型保険の保険料が与える金融収益への影響はその経営構造を変化させるほどの量になっているが、この点に関する分析は次節以降に述べることにし、ここでは主として積立型保険が保険の普及に与える影響について検討する。<sup>8)</sup> 8)

7) 水島一也「積立型損害保険をめぐる問題」『国民経済雑誌』第158巻2号、昭和63年8月、10頁。

8) ①損害保険協会・保険数理委員会・第6分科会の分析は以下の通り。(1)火災保険分野(分析期間:1960-83年):元受保険料でみると、普通物件の保険料は1984年に大幅に料率が引き下げられたが、長期総

図でも現れているように、積立基本特約の効果による爆発的な現象を見せた86年を境に、普通傷害保険と積立型傷害保険の補償保険料の増加に逆行関係が見られるようになった。86年以前の傷害保険全体の伸張が積立型傷害保険の普及に起因することは事実であるが、これを保険保護の観点からみた場合、補償需要に代替性があることを示しているといえよう。かかる現象は、火災保険分野では傷害保険ほどは顕著ではない。火災における補償需要は実物経済とそれに基づく保険価額によって制約されるため、このような制約がない生涯保険ほどは顕著に現れないのである。掛捨て型と積立型とのトレードオフの関係が後者に重点移行する場合には、積立型保険のもつ特徴的な性格が健在化するのである。

ところで実務的見地から見た積立型保険の効果は以下の<sup>9)</sup>ように要約しうる。

- ① 積立型保険は消費者のニーズに合致しているので、損害保険の普及に役だっている。
- ② 積立型保険は長期の保険であるため、安定的に契約を保有できる。
- ③ 資金量の増大により、金融機関としての地位が高まる。
- ④ 伝統的な補償の分野だけでなく、資産運用面でも収益機会がえられる。
- ⑤ 金融自由化の流れの中で、多様な金融サービスを提供しうる。

ここでいう消費者のニーズとは金融的側面を主体としたニーズであり、掛捨てを忌避する潜在的需要に対し貯蓄動機に訴求することによって需要を健在化させることが意図されているのは明白である。生命保険の普及にし比してはるかに遅れをとる損害保険の普及は、それが貯蓄志向の結果によるものであっても一応の評価は与えられるべきである。ただ、現実問題に照らして再検討するとき、金融偏重の姿勢が損害保険の本質的機能を稀薄化させ、損害補償あるいは補償という損害保険に関する保険思想を後退させる危険を孕んでいるということが懸念されるのである。また長期契約の利便性、安定性への評価も、長期契約の周期的大量満期による膨大な資金流出への対応と、それに伴う自転車操業の商品開発や経営が損害保険業の本質的性格を変容させる要因となる。

保険業の成長という側面から積立型保険を見た場合、その戦略的商品の重要性を否定することはできない。しかしその反面、損害保険の保険理論の立場からは上述したような疑問が呈せられるのである。

① 合保険の積立保険料を含んだものは逆に増加している。しかし長期総合保険の積立保険料を除いたものは横ばい状態なので、結果として積立保険料の著しい増加がみられる。(2)傷害保険分野(分析期間:1960-83年):掛捨て型の傷害保険が新種保険の動向とリンクしているのに対し、積立型保険が掛捨て型の成長率の鈍化をカバーしてその伸びを促進している。アクチュアリー会「積立商品の動向分析」『会報』第37号第2分冊,1984年,402-403頁。②前川教授の分析(分析期間 火災:1969-83年 傷害:1974-83年)でも代替関係があると主張されている。前掲,前川寛「金融の自由化と損害保険事業」,10頁。

9) 東京海上編『損害保険実務講座7新種保険(上)』有斐閣,1991年,514頁。

## Ⅱ 積立型保険と保険理論

### Ⅱ. 1 給付・反対給付と収支相等

理論的観点からみると、保険が制度として成立し円滑に運営させるためには保険団体の成立を条件に、理念型としての給付・反対給付均等の原則が各保険契約において成立していなければならない。かかる意味の給付・反対給付均等の原則が成立している限りにおいて、保険の市場取引は円滑に機能し、また保険の需給をめぐる保険取引の等価関係も同時に成立することになる。<sup>10)</sup> ここでは各保険契約者は、それぞれの個別リスクに応じた公平な保険料を支払い、また保険技術的にも公平に待遇されることになる。かかる関係が各保険団体内で成立していれば、当然に保険企業の側においても団体内での収支が相当し、経営の安全が図られることになるのである。

しかし、保険企業にとって個別リスクを厳密に把握することは困難であるので、この原則の現実の関係は逆転し、保険企業の目標は収支相等の達成から出発し、しかる後に、可能な限り給付・反対給付均等の原則に近づけようとすることになる。大数法則を基礎とする確率計算に技術的基盤を依拠する保険の場合には、この宿命はほとんど避けることはできない。まして、経験法則に則って計算される危険率を採用する損害保険の場合には、その統計的基盤が薄弱な保険種類になればなるほど保険料率の算定に安全率が組み込まれることになる。したがって、全体として収支相等が成立するとしても、個別契約においては必ずしも給付・反対給付が成立するという保証はないのである。

上記の相互関係は理論上の関係であったが、実際に保険企業のとりうる行動は、可能な限り同質の危険を大数法則に基づいて大量に確保し、安全率を織り込んで高めの料率を設定することである。ここで、リスクをめぐる同質性と大量性の問題が生ずる。さらに、前払い保険料を原則とするこの関係は、損害保険の原価たる純保険料のみならず各種の費用を補償する付加保険料にも波及する。すなわち、高めの危険率の設定、利潤および安全割増を見込んだ予定事業費の計算などである。保険業における異常危険の積立や契約者配当制度などが存在することはこの左証であるといえよう。

さて、こうした状況は積立型保険においても基本的には変わらない。ただ、積立型保険の場合にはこれに加えて積立保険料部分が大きな攪乱要因になっているのである。まず、積立型保険においては、積立保険料から生ずる資産運用収入が伝統的な掛捨て型の保険における資産運用収入を凌駕する。さらにその運用収益は伝統的な保険技術において区分されるリスク階級の幅を拡張し、従来の保険技術における給付・反対給付均等の原則の成立を弱化させる要因になり、また収支相等の原則を拡張することにもつながる。これは、いわゆるアンダーライティングの弛緩として現われる。こ

10) 保険取引の等価関係を稀薄化することは保険思想を歪曲し後退させることとも捉えられる。

こにおいて、積立型保険によるこれら2原則の拡張の延長線上にはアドバース・セレクションやモラル・ハザードの問題が介入する余地が広がることになるのである。

このアンダーライティングの弛緩は、保険経営にとって好ましいことではないが、必ずしも保険契約者にとって不利になるものでもない。なぜなら、伝統的な保険で問題とされる損害のリスクに関するアドバース・セレクションやモラル・ハザードは、積立型保険に対して補償以外の効用が契約者側から志向されるという意味から、また、保険者側にとっては投資収益依存型経営によるアンダーライティング機能の相対的低下があるにもかかわらず、投資収益で事業損失をカバーするという損害保険経営の全体的意味で、リスクの階級幅・リスクの許容範囲を拡大し、安全率を補完することによって、そこから生ずる問題を間接的に軽減することにもなるからである。

かくて、収支相等の原則は、最狭義のそれから拡張された最広義のものまでいくつかの解釈が可能となる。<sup>11)</sup>すなわち、

- ① 1種の保険における純保険料と支払保険金の収支相当関係（最狭義の収支相等）。
- ② 1種の保険において、付加保険料を含む営業保険料・総保険料の総額と支払われた保険金及びその保険の管理に要する一切の費用の合計との間における収支相等関係。
- ③ 保険企業が取り扱う全種目の保険における総保険料の合計と総費用の合計との間の収支相等関係。
- ④ 保険企業の経営に際してえられる一切の収益と一切の費用との間の収支相等関係。ここにおいて、保険収益と金融収益の総計たる総合収益の概念が採用されるのである。
- ⑤ さらに、上記の収支相等関係がそれぞれ現在と将来にわたって成立するという時間的経過を含む収支相等関係もありえよう（最広義の収支相等）。

これを積立型保険との関連でいえば、保険取引による収益と資産運用収益の両者を勘案した収支相等と云うるのであろう。ただし、収支相等の概念には利潤の問題を含ませしにくいところに難点があり、かかる意味において、収支相等の原則は、保険の技術的諸原則と保険企業の経営上の原則との中間領域に存するものといえるのである。<sup>12)</sup>

ここ数年の損害保険業の現状をみると、明らかに狭義の意味での収支相等は破綻しつつあるようである。つまり、損害保険経営において損害率の上昇、および事業比率の増嵩が結果として損害保険の事業収益をマイナスに転じさせ、資産運用収益がこれを補っているからである。この原因が積立型保険によるものであるか否かは即断はできないが、いずれにしても保険収益が投資収益に依存していることは否定できない。

11) 庭田範秋『保険経営論』有斐閣、昭和45年5月、77-78頁。

12) 庭田範秋、同上書、78-79頁。

## Ⅱ. 2 被保険利益と損害填補

損害保険の主たる機能は、偶然の損害の填補を主軸として被保険利益を要件とする保険の目的に対して経済的保障を充足することである。<sup>13)</sup>したがって、生命保険の場合にはより大型の保障が志向されることはあっても、実物経済および損害填補行為に拘束される物的財産・積極財産に対する損害保険に関しては、補償が主たる目的となるので、被保険利益が制約要因となって無制限な補償の大型化は限定される。積極財産における損害保険の補償と金融の機能的関係は、金融機能を通じての補償機能の補強と捉えられるときにのみ整合性をもつものであり、貯蓄機能を主とする金融商品においてはその資金運用を必然化させる商品形態はとりにくい。かかる観点に照らせば、付保時点で保険の目的物の保険価額によって制約を受ける火災保険においては積立型保険と掛捨て型保険の競合関係が成立する。

被保険利益を付保することが本来の形態である通常の損害保険に対し、傷害保険や賠償責任保険保険などの消極財産においては被保険利益を介在する保険価額が必ずしも明確ではないので、こうした限界は妥当しない。<sup>14)</sup>そこで、積極財産に関する保険とは異なり、消極財産の積立型保険においては伝統的な保険との保障部分についての重複あるいは代替の問題は、積極財産のそれに比してそれほど決定的にはならないのである。かくて、積立型保険の展開は消極財産を対象とする傷害保険において飛躍的に拡大していくのである。市場の狭隘化を打開するために、実物経済に束縛されない消極的財産を対象とする保険種目に積立型保険が傾斜することの理由はここにあるといえよう。なお、いうまでもなく損害保険における被保険利益の地位は、積極財産保険については依然として重要であることには変わりはない。

つぎに、積立型保険をめぐる損害填補の厳密性についてはどうであろうか。損害保険の本質的要素である偶然性および損害填補概念に関して、基本的にはその補償機能について偶然性が妥当することに異論はないにしても、なお損害填補性については問題なしとはされない。その理由は、掛捨て型も含め、傷害保険の定額部分については損害填補の概念が厳密には妥当しないからである。しかし、この問題は積立型保険に深く関わっているとはいえ、積立型保険固有の問題ではない。むしろ

13) 被保険利益に関する諸説は膨大なものがあり、全てを網羅することが本稿の目的ではないので、損害保険に限定してのみ考察の対象としている。しかしそれでもまだ損害保険における被保険利益の地位が確定しているわけではないのである。そこで、ここではいわゆる算定可能な被保険利益が、損害保険における積極財産保険についてのみ妥当し、消極財産保険については妥当しないかものとして論を進めることにする。田辺康平「消極財産保険ことに責任保険をめぐる被保険利益本質論の吟味」『保険学雑誌』第422号、昭和38年9月、日本保険学会、ならびに石田重森「人保険の被保険利益に関する考察」相馬勝夫博士古希祝賀記念論文集『現代保険学の諸問題』専修大学出版局、昭和53年9月、を参照されたい。

14) この点につき生命保険に関してわが国の場合には、損害保険のような強い意味での被保険利益は必ずしも要件とはされておらず、不要かあるいはあってもごく緩やかなものである。庭田範秋『保険理論の展開』有斐閣、昭和41年1月、41頁。

問題となるのは、貯蓄要素が加味されしかれもその比重が圧倒的に貯蓄部分に偏重して補償と貯蓄の機能的逆転現象を呈している積立型保険の貯蓄要素に関する偶然性と損害填補性である。

掛捨て型保険における保障の意味は、事故が発生した場合には保険金を支払い、また無事故の場合には保険金は支払われないが保険期間全体を通じて保障がなされるという点にある。したがって保険料を支払うことの真意は掛捨てではなく、この保障の確保に対する純粹な対価として捉えられる。これに対して積立型保険における保障の特徴は、偶然事故の発生を契機とする補償として損害填補に基づく保険金を支払い、事故が生じない場合には無事故戻しとして保険料の全部または一部が返還されることをも含めて補償体系が構築されている点にある。生命保険における養老保険と技術構造が類似しているとみなされるのは積立型保険のこれらの特徴に由来する。<sup>15)</sup>

積立型長期保険において、損害保険の補償を厳密に解釈して損害填補機能を重視すれば、長期契約なる点については経費の節約あるいは利便性の向上の観点からこれを肯首しえても、その他には長期化する必然性はないといってよい。また積立部分に関しては養老保険のように保障要素が逡減し貯蓄要素が逡増する保険ではない以上、養老保険と積立型長期保険とは技術構造が類似していてもその経済的意味は異なるのである。<sup>16)</sup>

では何故に保険料の全部または一部の返還が損害保険の本質的性格に抵触しないのか。掛捨て忌避層への潜在的需要の喚起による保険の普及という政策的目的も含めて、支払保険料相当額を上限とする無事故戻しであるが故に許容されると理解する以外にないであろう。もしそうであるならば、保険事故発生時に期待される保険金取得に対して前払いされた保険料を被保険利益とする代償利益に関する(損害)保険と解されるのであろうか。積立型保険の満期返戻金の機能と性格は、その量的側面から無事故戻しを越える部分を貯蓄とみなして損害填補とは異質のものであるとされる。

ところで、生保の立場からすれば、年金貯蓄機能は将来の生活保障に対する保障の機能的必要性から経済準備のために必要な貯蓄の要素を保障に内包するものであると捉えられる。損保における年金分野への進出は、その補償体系の中に貯蓄の要素を包接しより強化しようとするものである。損保分野に財形年金が導入されたことは、生保と損保の構造的類似化の更なる段階へと進むものであって、こうした傾向の肥大化は損害保険の理論的支柱である損害填補の機能的稀薄化およびそこから生ずる収益構造の変化をますます加速化させることがここで容易に理解されよう。

### Ⅱ. 3 損害保険における貯蓄の性格

積立型保険の満期返戻金の機能と効果についてはすでにさまざまな議論がなされている。しか

15) 前掲、北本駒次「金融性保険商品の実相」、10頁、前掲、水島一也「積立型損害保険をめぐる問題」、6頁。

16) 前掲、前川寛「金融の自由化と損害保険事業」、8頁。

し、この満期返戻金は実質的には貯蓄と類似の効果を有するものではあっても純粋な貯蓄はもとより生命保険の貯蓄とも同一のものではない。この意味では「積立型保険は補償と貯蓄を単純に合体させたもの<sup>17)</sup>」とはいえない。積立型保険には、全損によって損害填補を受けた場合には満期返戻金は返還されないという全損失効規定があるからである。この満期返戻金は、予定利率で引用された積立保険料部分と全損失効した契約における積立部分を加算したものによって構成されている。全損失効の場合に当該契約者の積立部分を他の契約者に配分するのであれば、この積立部分はいわゆるトンチン配当からの類推によりトンチン型貯蓄としての性格をもつことになる<sup>18)</sup>。

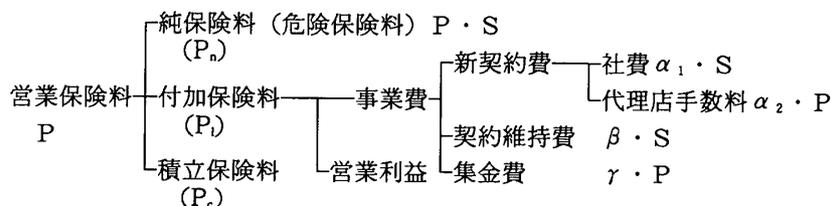
このトンチン型貯蓄を偶然事故との関連でみれば、契約残存率が加味された積立部分が全損失効しないことを条件に返還されるという点において、全損事故の不発生を偶然事故とする一種の保険とみなしえよう。しかしこの偶然性も当該保険が担保する危険に直接関係するものではなく、担保された危険の実現あるいは解約・失効などによって契約が消滅するか否かという間接的な意味での偶然性であって、このことをもって保険性を主張することにはなお疑問が残る。

生命保険の貯蓄がその経済的機能面において保障ときわめて有機的に結合しているが、損害保険におけるトンチン型貯蓄は、いずれにしても損害保険の本質的構成要素である損害填補を構成するものではなく、資金運用の観点からみても補償部分に関する責任準備金の資金運用の必然性を肯定しうるとしても、この払戻積立金の性格を損害保険の本質的性格に関連づけて肯定しうるものではない。

### Ⅲ 積立型保険の保険料の構造

営業保険料は、①純保険料、②付加保険料、③積立保険料に分解される。保険経営の観点からこれらの関係をみると、前述した拡張された収支相等②から、「収入」＝「支出」として、営業保険料

図 3.1 積立型保険の保険料構造



17) 前川寛「損害保険会社における経営の構造的変化」『保険学雑誌』第520号，昭和63年3月，28頁。

18) トンチン配当とは、生命保険の契約者配当方法の一種であり、据置配当ともいわれる。契約者配当財源の分配にはトンチン年金の原理を応用し、配当金を一定期間有効に継続した契約者に対してのみ分配する方法である。この場合、途中解約者に対しては解約返戻金を支払わず、それを契約者配当財源に繰り入れるというものである。横尾登米雄編『保険辞典（改訂版）』保険研究所，1978年3月，682頁。

は積立ファミリー交通傷害保険を例にすれば、以下のよう<sup>19)</sup>に再構成される。

ここで、保険期間を  $t$  年 ( $t$  年満期)、保険金支払率を  $P$ 、予定利率を  $i$ 、契約消滅率を  $q$ 、従って契約残存率は  $(1 - q)$ 、保険金額を  $S$ 、満期返戻金の保険金額に対する割合を  $a$  ( $a$  は 5% - 10%) とする<sup>20)</sup>。

保険期間  $t$  年の営業保険料の契約時の現価は、予定利率の現価率を  $v$  とする。  $v^t = (1 + i)^{-t}$  であり、満期時の契約残存率は  $(1 - q)^t$  となるから、予定利率の現価率に満期時の契約残存率を組み併せた現価率  $k$  は、

$$k = \sum \{ S \cdot (1 - q)^t \cdot v^{t-1} \} = \{ 1 - (1 - q)^t \cdot v \} / \{ 1 - (1 - q) \cdot v \}$$

したがって、営業保険料の現価は、  $P \cdot S \cdot k$  となる。

純保険料は危険率に対応した保険金額の数学的期待値として表現されるが、ここでは保険金支払率  $P$  と保険金額  $S$  を用いて表すと  $P \cdot S$  であり、これが年払いで支払われることから  $t$  年満期の純保険料の現価は営業保険料の場合と同様にして、以下のようになる。

$$\sum \{ P \cdot S \cdot (1 - q)^t \cdot v^{t-1} \} = P \cdot S \cdot k$$

次に、積立保険料の現価であるが、この部分は基本的には満期返戻金  $W$  として支払われる部分であるので、この現価は、  $a \cdot S \cdot (1 - q)^t \cdot v^t$  である。

付加保険料は図 3.1 で示されるように事業費、利潤その他税金などから構成される。そして事業費はさらに新契約書 (社費率  $\alpha_1$  及び代理店手数料率  $\alpha_2$ )、契約維持費率  $\beta$ 、集金費  $\gamma$  率 (代理店) に分解しうる。新契約費は契約の初回に要する費用であり、契約維持費及び集金費は毎年の契約管理に要する費用である。また、社費  $\alpha_1$  と契約維持費  $\beta$  は保険金額建すなわち保険金額  $S$  の大きさに比例して計算されるが、代理店手数料  $\alpha_2$  と代理店の集金費  $\gamma$  は営業保険料建であるので、営業保険料  $P$  の大きさに比例して計算される。ただし、次年度以降の負担が初年度より過大となる場合に毎年の営業保険料を一定にするため、チルメル歩合に基づいて付加保険料を計算して積立保険料を調整している<sup>21)</sup>。

そこで、付加保険料の総計は、  $S \cdot \alpha_1 + P \cdot \alpha_2$  は初回のみ、  $\beta \cdot S$ 、  $\gamma \cdot P$  は  $t$  年間支払われるので前者と後者の現価を合計して、

$$S \cdot \alpha_1 + P \cdot \alpha_2 + (\beta \cdot S + \gamma \cdot P) \cdot k$$

19) 前掲『損害保険実務講座 7 新種保険 (上)』, 497頁以下。

20) 「満期返戻金が保険金額の10%という型は、普通養老保険に、その保険金額の9倍の定期保険を付帯させた型の『定期付養老保険』と同様の仕組みと考えれば、理解が容易になる」。前掲、北本駒次「金融性保険商品の実相」、10頁。同様に、前掲水島一也「積立型損害保険をめぐる問題」、6頁、前掲、前川寛「金融の自由化と損害保険事業」、8頁など。

21) 積立ファミリー交通傷害保険、長期総合保険などには全期チルメルが採用され、また事業費が毎年均等に支払われるもの (積立特約など) に関しては純保険料式 (平準式) が採用されている。保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」平成3年4月26日、保険研究会編『保険事業の在り方の見直し—保険審議会の報告—』財形詳報社、平成3年6月、148-149頁。

となる。

保険料として収入された部分が最終的には支払い保険金、事業費、満期返戻金として支出されて契約が終了することになるとき、将来法における収支の均衡関係が成立する。そこで収入の現価＝支出の現価となるとき営業保険料の構成は以下のように整理される。

$$P \cdot k = P \cdot S \cdot k + \{ S \cdot \alpha_1 + P \cdot \alpha_2 + (\beta \cdot S + \gamma \cdot P) \cdot k \} + a \cdot S \cdot (1 - q) \cdot v^t$$

いま、保険金額 1 ( $S = 1$ ) に対する保険料率としてこれを  $P$  について整理すると、

$$P = \{ P \cdot k + (\alpha_1 + \beta \cdot k) + a (1 - q) \cdot v^t \} / \{ (1 - \gamma) k - \alpha_2 \}$$

この保険料の構造は、よく指摘されているように養老保険の保険料構成と酷似しているが、前述したように、その積立保険料は契約消滅率ならびに予定利率が組み込まれているところに単純な貯蓄とは異なっていることが再確認されるであろう。

補償保険料部分は、損害が生じた場合に支払われる填補金の財源であり、基本的には同種の危険に対応する 1 年の掛捨て型保険の純保険料と変わるところはない。とすれば、積立部分に保険の要素が全く存在しない場合には、これら両者を併せて総合的に保険とみなすのか、それとも掛捨て型の保険に貯蓄を合体したものと解釈するかによって積立型保険の経済的意味にズレが生じよう。さらに付加保険料部分については事業費や積立部分に固有の投資経費などに加えて、営業利益・安全割増<sup>22)</sup>部分が付加されなければならない。

積立保険料は損害保険の運用資産を構成する重要な原資である。そこでまず、積立型保険を特徴づける資金運用の原資について整理する。収入保険料はまず補償部分と積立部分に分解され、補償部分はさらに既経過保険料と未経過保険料とに分解される。未経過保険料の大部分は普通責任準備金として積み立てられ、既経過保険料は事故の発生・事故報告・保険金支払の段階に応じて支払保険金・支払備金・IBNR・異常危険準備金<sup>23)</sup>に分類される。純保険料のうち年度末に実際に支払われるのは支払保険金のみであって、その他は長短の差はあるにせよいずれにしても留保されて資金運用の原資となる。

22) 安全割増の構成要素は、①統計的信頼性が低い場合の安全率、②損害率の偏差に対応する危険変動準備金、③異常危険準備金である。このうち②と③は合体して付加保険料部分に加算される。これは利益、利潤の一部を内部留保したものであるとみなすべきであるが、その用途は保険金の支払に限定されている。長崎正造『予定損害率の研究—保険料率算定方法に関する基本的な問題—』損害保険事業研究所、1989年3月、25頁。

23) 損保の責任準備金は初保険業法施行規則35条による年度収支残と責任準備金算出方法書による未経過保険料のいずれか大きい方を責任準備金として積み立てることになっている。なお、既経過保険料の分類は以下の表のようになっている。

	既経過保険料			未経過保険料	積立保険料
	事故発生	事故報告	保険金支払		
支払保険金	○	○	○	普通責任準備金	払戻積立金
支払備金	○	○	×		契約者配当準備金
IBNR	○	×	×		
異常危険準備金	×	×	×		

他方、積立保険料から生ずる原資には予定利率による利息を付して満期返戻金として支払われるまで積み立てられる払戻積立金と、予定利率を上回る部分につき契約者配当として支払われるまで積み立てられる契約者配当準備金とがある。この満期返戻金の金額は保険事故の発生時の金額と相違することから、これを従来のような保険料の無事故戻しに基づく払戻積立金として扱うのではなく<sup>24)</sup> 養老保険と同様に保険料積立金とした方が合理的であるとの指摘がある。いずれにせよ払戻積立金の実質的性格が貯蓄性にあり、またその量的肥大化という事実には変わりはない。

#### Ⅳ 投資依存型経営

損害保険業における積立型保険の地位は、1982年度から損益計算方法が変更され、積立保険料等運用益の帰属が事業外損益から事業損益に移行されたことで明確になった。積立型保険の資金運用の成果を事業内容の一部として認識することは、保障・補償機能と金融機能、あるいは本来的・保障業務と派生的・資金運用業務という機能的分類とは必ずしも一致するものではない。しかしその貯蓄部分の取扱いを通じて金融機能の一部を本来業務に積極的に取り込もうとする姿勢の現れであると理解しうる。

生命保険業には損益計算書に営業損益と営業外利益との区別はないとされる。<sup>25)</sup> 営業収益も営業外収益も事業活動として一体的に把握されるものであると捉えられており、保障業務と金融業務との関係は、損害保険事業に比べて一体的把握の仕方において徹底している。損保事業のかかる方向への変化は、金融活動の一部を本来業務の一環として事業活動の中に積極的に位置づけようとするものであるが、積立型保険のみで他の保険種目に一般化しないのは、損害填補という損害保険の本質的性格からの制約によるもの、すなわち損害填補と貯蓄は相容れないものであることの表れである。

事業収益は、基本的には保険収益に対応するものであるが、その本質的観点に照らせば必ずしも正確には対応していない。保険収益は、保険料の収納から保険金の支払までの一連の過程を通じて取得されるものである。また事業外収益も、資産運用収益から収入保険料等運用益が控除された後の利息・配当収入がその中心となっている。それ故これも損害保険における金融収益を正確に反映したものではない。

24) 前掲、水島一也「積立型損害保険をめぐる問題」、6-7頁。なお、保険業法施行規則第34条に規定されている払い戻し積立金としての処理は、無事故戻日掛集金小口動産火災保険を対象とした明治33年の旧法を踏襲したものである。前掲、岩崎稜「金融自由化と保険商品」、10頁。

25) 生命保険新実務講座編集委員会編『生命保険新実務講座 6 経理および数理』有斐閣、1991年3月、29頁。なおこの理由は「保険事業は保険業法に基づく認可事業であり、生保会社は保険事業およびそれに関係する事業しか営めない」からであるとされているががいささか貧弱である。

ところで、通常いわれる利源分析によって導かれる3利源の分類は、保険料率論の一部として位置づけられ、損害保険の本質的把握との関連で論じられたのではないといえる。<sup>26)</sup> 3利源分類（解約益を加えると4利源）による各差益は、営業保険料を構成する各要素の予定と実際の差として危険差益、費差益、利差益として具体化される。この3利源から生ずる差益は保険技術的操作である安全割増を純保険料、付加保険料および予定利率に加味した結果生じた差益である。生命保険の場合にはその3者および特別配当が、積立型保険の場合には利差益のみが契約者配当として返還される。本稿Iでも触れたように、契約者配当はこれらの差益を配当することによって料率の事後的調整を図るものであり、保険料率決定に係わる保険技術上の特殊性を考慮すれば、保険料の過剰取得分は適正料率からの乖離部分として契約者に帰属すべきものである。積立型保険の場合には、直接には利差を、間接的には営業保険料全体を通じて補償部分をも調整するのであり、この意味で競争料率的な事後補正効果があるといえる。

純保険料部分から発生する危険差益は、保険技術的操作に起因する部分であるので理論的には給付・反対給付均等の原則への事後的調整を前提にすれば危険率の測定技術の向上につれて縮小した料率競争の過程でも縮小する性質の差益であるので主要な収益源・利潤源とはなりえないのである。また保険取扱手数料的性格をもつ付加保険料は、予定事業費、非常危険準備金割当、営業利益等から構成され、このうち事業費部分から費差益が生ずるが、これらが存在しうるのは競争抑止的なカルテル体制下における規模の経済性もたらす超過利潤としてであり、それもカルテル料率水準よりも優れた費用構造上の有利性をも企業にのみ約束されるのであって全ての企業に保証されるとは限らないのである。よって費差益も理論的には料率競争過程を通じて圧縮されていく性質のものである。さらに、安全性を理由として概して低めに設定される予定利率から生ずる利差益も、契約者の金利選好と業際間競争および市場内配当競争によって縮小していく性質のものである。<sup>27)</sup> これらの収益は「利潤の測定と分配を中心とした会計学的・利源分析的な利潤源泉の把握」<sup>28)</sup>であり、必ずしも経済学的な分析によって把握されたものではない。

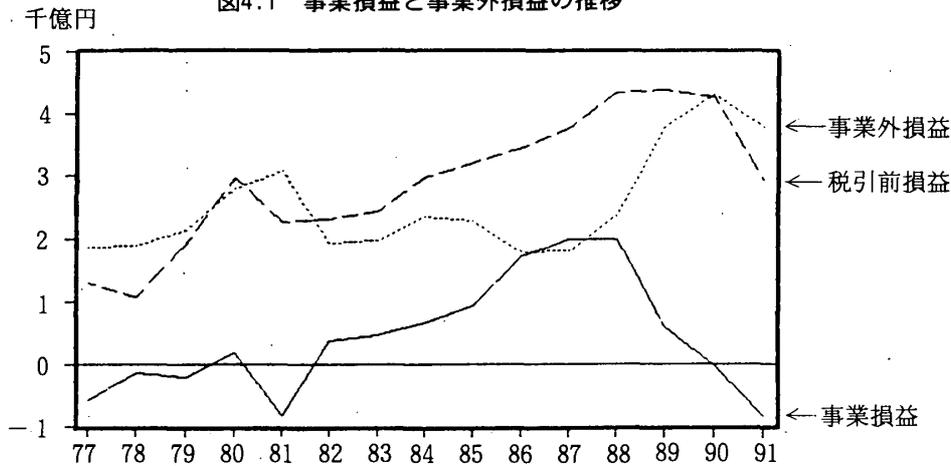
さて視点を損害保険事業の時系列変化に移そう。図4.1は事業損益と事業外損益の時系列的変化を示している。事業収益の第1の変化は82年に現れる。82年以前は積立型保険の資金運用収益は事業外収益として認識されていた。事業収益は低水準を推移し、全般的に赤字基調であった。総合的な収益は資金運用収益に補填される形で成り立っていたのである。しかし82年以降は積立保険料等運用益が事業損益に組み込まれたために一点して黒字基調になった。この移転のために事業外収

26) 前掲、庭田範秋『保険理論の展開』、242-243、264頁。

27) ここでいう利差益は保険学的意味での利差益であって、予定利率を低く押さえることによって生ずるものであるが、これは保険料の上昇につながるもので、自ずと上限はある。庭田範秋『保険経済学序説』慶應通信、昭和35年10月、262頁。

28) 石田重森『生命保険の理論—需要者と供給者の視角から—』東洋経済新報社、1991年4月、207頁。

図4.1 事業損益と事業外損益の推移



(出所)『インシュアランス損害保険特別統計号』保険研究所より作成。

益は減少し、以後傾向的に逆行関係がみられる。ここで注意すべきは事業収益の上昇は移転した運用益の増加によって押し上げられた点にあることである。だが問題はそれだけではなく、積立型保険の満期返戻金・契約者配当金も比例的に増加することも重視されなければならない。積立型保険の資金運用が事業活動の一環として認識されることが、損害保険業の収益構造を大きく変化させることになったのである。

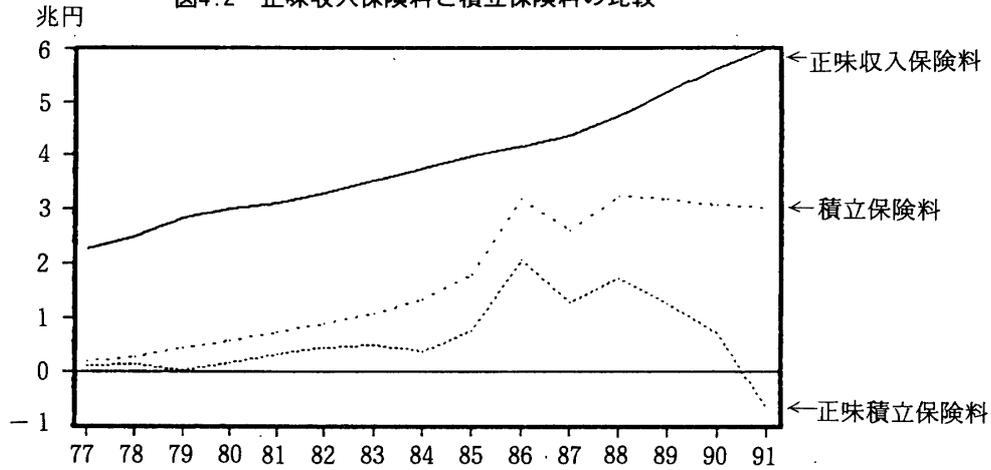
第2の変化は88年前後にみられる。事業収益が急激に低下する反面事業外収益は急激に上昇している<sup>29)</sup>。ここでも総合収益は事業収益の減少を事業外収益で補填する形になっているが、それが意味することは損害保険経営にとってさらに重大である。積立型保険と運用収益の減少に加え満期返戻金の大量流出が生じているからである。積立型保険の契約期間のサイクルはこの傾向を加速化させる。図4.3は満期返戻金を控除した後の正味積立保険料の推移を示したものであって、これを如実に表しているといえよう。

さらにこの傾向は積立資産の増加ベースでの推移によっても確認される。総資産(91年度 26兆5662億円)の過半を占める積立資産(91年度 13兆8256億円 52.8%)は損害保険における資金運用の成果を左右する量的規模に成長したのである。

今や損害保険業においては事業収益はそれほど期待できなくなっている。補償型・掛捨て型の保険を中心としたいわゆる伝統的経営ですら資金運用収益抜きにしては成り立ちえなかったのであり、それでこそ資金運用に期待しての積立型保険の導入であった。そして積立型保険の資金運用益を事業収益に組み込むことで一応は事業損益も回復したが、ここに来てそれも悪化したのである。損害保険業の収益は保険収益ではなく金融収益に大きく依存した形で推移することになる。積立型保

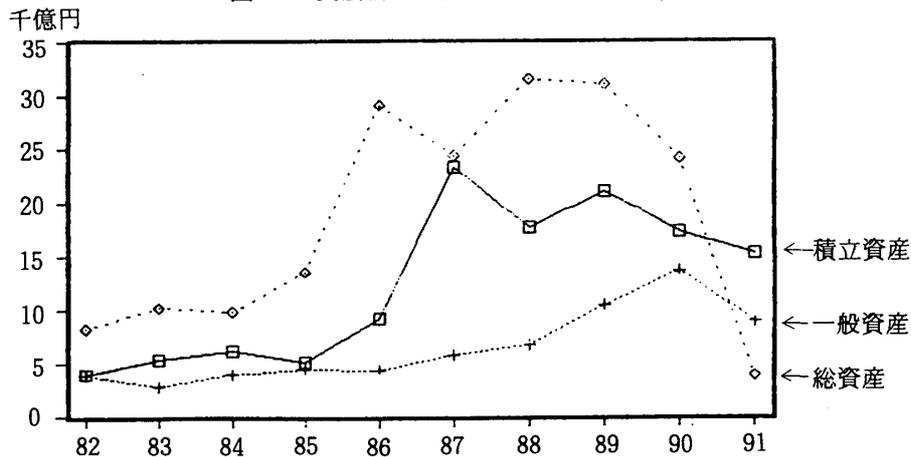
29) 91年度の事業収益の減少は台風19号の影響であるとされるが、積立型保険の減少もあることは否定できない。

図4.2 正味収入保険料と積立保険料の比較



(出所) 図4.1に同じ。

図4.3 資産構成(増加ベース)



(出所) 図4.1に同じ。

険は、掛捨て型保険によるいわば伝統的収益構造を大きく変化させたといえよう。積立型保険の動向は損害保険経営の盛衰を左右する。積立型保険の資産量および収入保険料規模がかくまで巨大化した現状をみると、損害保険経営とその収益構造に及ぼす影響を考慮すれば、もはや引き返すことはできないところまできている。<sup>30)</sup>

30) 「生命保険は貯蓄の一種なのだろうか。生命保険に貯蓄性は絶対に必要なのであろうか。いやそうではないと言ったところが現行の生命保険から貯蓄を抜くことが可能かどうか。・・・損害保険については、ほとんど長期性や貯蓄性が認められない事実に対して・・・」。長期性や貯蓄性が主流となった今日の損害保険業の現象は、まさに30年以上前の当時の生命保険の状況を彷彿とさせるのである。前掲、庭田範秋『保険経済学序説』, 305-306頁。

## V 積立型保険をめぐる保障と金融

経済学的分析と企業会計との整合性の問題を別にしても、損害保険業の本来業務と金融収益との関係が、現行の事業内容との間で整合性をもちえないことは事実である。保険利潤論と本質論はかつて生命保険を中心に激しい論争が展開されたが、損害保険と金融の関係についての理論的解明は生命保険のそれと比して列後したとの感は否めない。その理由として損害保険の発展段階の問題、保険料の短期的性格および保険料計算における利子の関与の有無、さらにそれが集積されて形成される保険資金の質的・量的な問題および保険資金と保険資本との関係の問題等がある。<sup>31)</sup>しかしこれまでの考察から明らかなように積立型保険が損害保険業の戦略的商品となり、収支構造が変化するほど資金運用・金融機能の重要性が飛躍的に増大したことから、損害保険における金融機能ならびに金融機関的地位も認知されたといえよう。

損害保険業における金融収益の位置づけは、その利潤源泉と密接に関連している。<sup>32)</sup>保険業の利潤は、その業務との関連において把握されなければならない。すなわち、(1)本来業務としての保障業務・保険取扱業務の遂行過程において、保険の技術的貨幣操作を通じて手数料的に得られる利潤としての手数料的利潤あるいは保険収益と、(2)本来業務の遂行過程を通じて集積された保険資金を運用する派生的業務としての資金運用業務・金融業務から獲得される利差說的利潤あるいは金融収益である。保険利潤あるいは総合収益はこの両利潤が合計されたものとして把握される。<sup>33)</sup>

しかし金融収益をめぐるこれら2源泉の関係および位置づけは、機能論をめぐって必ずしも一致した見解に達しているわけではない。<sup>34)</sup>つまり、(1)本来業務から得られる保険取扱利潤・手数料的利潤に対し、保険取引における保険資金の補助的な機能に規定された「追加的利潤」として金融収益を位置づける立場と、(2)機能的には派生的業務によるとされるも、企業がより強い関心をもつ利

31) 前掲 庭田範秋『保険理論の展開』, 276, 284頁。

32) 前掲 庭田範秋『保険理論の展開』, 240, 272頁。なお庭田範秋教授は早くから利差說的利潤が損害保険においても中心的な利潤源泉となりうると主張されている。

前掲 水島一也『現代保険経済(第3版)』, 121頁。

33) 2元説については以下の文献を参照されたい。前掲 庭田範秋『保険理論の展開』, 274頁, 前掲 水島一也『近代保険論』277頁, 印南博吉『新訂 保険経済』白桃書房, 昭和42年, 120頁, 笠原長寿『保険経済の研究』未来社, 昭和48年, 175頁など。なお, 利差說的利潤とは, 「経済学一般との関連でみれば, 銀行をはじめとする諸金融期間が, 集積した資金を貸し付けて得られる利子との差額」をいい「貸すよりも安い利子で借りる」ことによって得られる利潤を指す。庭田範秋, 同上書, 271頁。

34) 利潤源泉論争については, 前掲 石田重森『生命保険の理論』, 205頁以下を参照されたい。

35) 「損保における保険資金が, その本来の貨幣取扱操作にまつわる技術的特質によって, 保険取引に対し補助的な性格を有する。」ので「その(保険資金の一筆者注)利子・配当収入は, 量的にも質的にも保険取引からの収入に対する追加的利潤となるにすぎない」。前掲 水島一也『近代保険論』278-279頁。しかし, 追加的とはいえ「積立型保険についてはいうに及ばず, 本来の損害保険種類についても金融収益が保険利潤の重要不可欠な部分を構成することは明かである」。前掲 水島一也『現代保険経済(第3版)』, 150-151頁。

潤の量的側面からは利差説的利潤が中心的利潤であり、その量的拡大のうちにやがて一本化されるところ<sup>36)</sup>の立場に分かれている。かかる「ねじれ」現象がみられるとしても、保険の本来業務—保険業務—保険収益と、派生的業務—金融業務—金融収益を分離独立的・相互無関係的に把握すべきではない。

積立型保険をみるまでもなく、掛捨て型保険でも金融収益は保険収益をはるかに上回っているが、これをどう捉えるべきか。まず(1)の立場からは、金融収益が保険収益を上回る事態になったとしても、「保険業が貨幣取扱業務という特殊機能によって自立化していることをくつがえすものではない<sup>37)</sup>」のであり、したがって、金融の補完的關係は継続し、金融収益の比重が量的にいかに大であっても、保険業の主要業務はあくまでも保険取引に求められるべきであるので、貨幣取扱利潤を補助・追加する金融収益の關係に変わりはない。このことから、保険業の収益はその量的問題とはそれほど関連付けず、あくまでも補償・保障業務を前提として成り立つと解釈すべきことが強調される。保険は金融機能なくしても自立化できるが、保障機能なくしては保険として存続しえないことはいうまでもない。

ついで(2)の立場は、業務の本来的と派生的とを重視しないので「保険企業の本来的業務は保険の技術的貨幣操作であり、付随業務は資金運用・資金貸付と投資業務でありながら、その利潤源泉としては利差説的利潤が中心にして、よし手数料的利潤がほとんど皆無になったからといってなら問題とするに及ばない<sup>38)</sup>」となるのである。確かに損害保険業にとって、その利潤源泉が本来的業務からであろうと派生的業務からであろうとさほど問題ではないともいえる。むしろ、保険業務だけでなくそれ以外の社会的要請、大衆のニーズの度合いにより存続が決せられる場合すらあるのである。

こうした保障と金融の關係について、金融機能・金融収益の重要性の度合いによる相互關係を積立型保険に関連づけて考察すると、以下のようになろう。

- ① 保障を前提・中心とした金融として存在意識を認める把握の仕方。総合収益（保険利潤）の観点からすれば損害保険業における金融収益の重要性は否定されないが、それはあくまで補償・保障を強化し確実ならしめるための存在であること、あるいは保険収益の技術的不安定性を軽減・補助する追加的利潤であることを前提としてその意義が認められる。掛捨て型保険を中心にした損害保険の把握あるいは初期の積立型保険の無事故戻しまでの説明には説得力があるが、貯蓄性と損害保険との關係を十分に説明できない。

36) 「保険利潤の構成を分析して、利差説的利潤が手数料的利潤を凌駕するにつれて、一定のある段階を契機として、保険利潤の源泉は利差説的利潤にあると断言しても許されると思う」。前掲、庭田範秋『保険理論の展開』、273頁。

37) 前掲、水島一也『近代保険論』、284頁。

38) 前掲、庭田範秋『保険理論の展開』、273頁。

- ② 保障を普及させるために積極的に金融を活用するという把握。掛捨て避層に対する需要を喚起しもって保険を普及させる目的で導入された初期の満期返戻金付の長期保険などの場合など。ここでの貯蓄性・金融性などは保障を大幅に上回るものではない。あるいは、価格競争を有利に導くために、保険者が金融収益を背景として必要保険料を下回る水準を設定することがあるとすれば、金融機能を前提にした保障とも捉えられよう。
- ③ 保障は金融収益を獲得するための手段とする捉え方。金融収益が目的であって、保障はその手段に過ぎないとなり、ここに金融機能が前面にだされる。積立基本特約を基礎にした積立型保険の登場によってこの捉え方が支配的になった。そして家計にとって費用あるいは所得からの控除分としての保険料の性格から、支出ではなく所得の一時変形したものあるいは必ず戻ってくるものとしての貯蓄的性格が強まるにつれ、対象とされるべき危険と貯蓄の関係が薄れだす。積立保険料の性格は保険料と預金の間位置するが、保険料よりむしろ預金に近い。
- ④ 保障と金融の分離。基本的には保障と金融をそれぞれ別の経済活動と捉え、必ずしも一体的には把握しない。保険料中に占める積立保険料の比重が95%前後にも達するような積立型保険においては、補償を通じての保障が主たる目的であり金融機能は保障機能を追加的に補助するとの把握の仕方はもはや困難である。貯蓄付保険から保険付き貯蓄への移行、あるいは保険と貯蓄のセット商品化等と把握されたりする。ここでの保険料と貯蓄との関係は、災害・損害あるいは保険事故の発生によって、貯蓄部分が結果としてこれへの支出となった場合、すなわち全損失効時にのみ一致する。これ以外には保険者側にとっては販売政策上、契約者側には利便性・金利選好等の理由から抱き合わせられるにすぎない。保障と金融は一体的・不可分の関係にあるのではない。

これらの段階は①→④ほど保険的保障性が薄れ金融機関化への過程へ近づく。そこでは損害填補(最狭義) < 補償(定額性の傷害保険なども含めて) < 保障(保険事故の有無に係わらず) < 貯蓄(保険の有無に係わらない災害準備としての)へと構成内容が変化して行くであろう。現行の積立型保険はどの段階にあるか。i) 保険料の性格からは、積立保険料は保険料ではない(保険料より預金・貯蓄に近い)、ii) 積立金の性格は、一種の貯蓄(トンチン型貯蓄)である。そしてiii) 損害填補と貯蓄の関係をみると、損害填補と貯蓄は相容れないことすなわち貯蓄は損害保険取引の本質的要素ではないことになり、iv) 保険と貯蓄の関係では、「貯蓄付保険」から「保険付貯蓄」への変遷が現れて、結局はv) 積立型保険によって損害保険企業の収益構造が変わり、金融収益依存型の経営行動へと移行していくことになったのである。

金融収益が保険収益を凌駕するという傾向は従来の伝統的な保険経営にもみられた傾向ではあったが、積立型保険における貯蓄要素の肥大化は、掛捨てを忌避する需要層を吸収して保険を普及させるといった目的からやがては貯蓄性そのものの追求へと方向転換し、補償の機能を相対的に低下させ

ていくことになる。そこでは、貯蓄を中心に損害保険と生命保険の接近化現象が顕著になった。そして保険企業の行動原理は「投資依存型経営」を経て金融収益を前面に押し出した運用資産拡大型の「収入保険料拡大化」へ移行するであろう。資産の増加が損害保険における資産の質的な変化をもたらし、それが損害保険企業の行動を変化させたのである。

いかに積立型保険を伝統的な損害保険の理論あるいは法的側面から捉えようとしてもそこには無理がある。したがって、現行の積立型保険に重点移行した損害保険経営は質的にも従来のものとは異なることを認識しなければならない。換言すれば、保険業の利潤追求行動が損害保険業をして伝統的経営行動から投資依存・金融収益型経営へと変容せしめたと捉えられるのである。これは、金融機関化への傾斜の度合いを強めるほど従来の商法の枠内あるいは業法の枠内での損害保険経営の行動内容を理由づけることが困難になることから、形式的にはともかく実際にはこれらの法的枠組みを踏み出していると解釈せざるをえないのである。収益は生・損の枠に拘らない。保険利潤の獲得は生・損の枠だけではなく金融機関化への機能的拡張を志向させる。かくて保険業法の他業禁止という行動規定を理由に積立型保険を損害保険商品としての「多様化」<sup>39)</sup>と捉えるにせよ、あるいは損害保険業としての機能的逸脱から「多角化」<sup>40)</sup>と捉えるにせよ、積立型保険への重点移行によって損害保険の本質的性格は変容し、また損害保険企業の行動も変容したことに変わりはないのである。

[獨協大学]

39) 高尾厚「損保企業の多用化行動についての計量的分析—規模・多様化・積長比率と収益性との関係の解明—」『保険学雑誌』第516号，昭和62年3月，63-64頁。

40) 前掲，水島一也「積立型損害保険をめぐる問題」，16頁。